国領川水系　河川整備計画

令和６年６月

愛　　媛　　県

国領川水系河川整備計画

目　　次

1.　国領川流域の概要……1
2.　国領川の現状と課題……3
2.1 治水の現状と課題……3
2.1.1 主な洪水被害……3
2.1.2 治水事業の沿革……4
2.1.3 河川の維持管理……4
2.2 河川利用の現状と課題……5
2.2.1 河川水の利用状況と課題……5
2.2.2 河川流況の状況と課題……7
2.2.3 河川水質の状況と課題……7
2.3 河川環境の現状と課題……8
2.3.1 動植物の生息・生育の状況と課題……8
2.3.2 河川空間の利用状況と課題……11
3.　河川整備計画の目標に関する事項……12
3.1 河川整備計画の計画対象区間……12
3.2 河川整備計画の計画対象期間等……12
3.3 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標……13
3.4 河川の適正な利用に関する目標……13
3.5 河川環境の整備と保全に関する目標……13
3.5.1 動植物の生息・生育・繁殖環境……13
3.5.2 水質……13
3.5.3 河川空間の利用……13
4.　河川整備の実施に関する事項……14
4.1 河川工事の目的、種類及び施行場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要……14
4.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項……14
4.1.2 河川工事の種類及び施行場所……15
4.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項……18
4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所に関する事項……18
4.2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項……18
4.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項……19
4.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項……19
4.3 河川の整備を総合的に行うために必要なその他の事項……20
4.3.1 水防に関する事項……20
4.3.2 流域における河川管理の取組への支援に関する事項……20
4.3.3 災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能維持に関する事項……20
4.3.4 環境への配慮事項の具体的な対策に関する事項……20

1. 国領川流域の概要

国領川は、その源を新居浜市と西条市との境界に位置する沓掛山(標高1,691m)に発し、本谷川の名でほぼ北の方向に流下し、土山谷川と合流したのち、足谷川と名を変え、西鈴尾谷川、小女郎川と合流したのち、鹿森ダムを経て、新居浜市中筋町で国領川と名を変え、客谷川、市場川と合流したのち、新居浜市菊本町で燧灘に注ぐ、流域面積73.1km^2、幹川流路延長18.4kmの二級河川である。流域内人口は約 11,400人である。

国領川水系の流域は、すべて新居浜市に含まれる。新居浜市は、別子銅山の開坑以来、四国屈指の工都、東予地方の中核都市として発展してきた街であり、沿岸部には昭和39年に東予新産業都市の指定を受けた臨海工業地帯が形成されるなど、本水系における河川整備の意義は極めて大きい。

また、国領川上流域一帯は「別子ライン」と呼ばれる渓谷美が美しい名勝となっている。

流域の地形は、上流部は流域の約９割を占める急峻な四国山地が広がっており、山地の北側に走る中央構造線に沿って石鎚断層崖と呼ばれる崖が直線状に伸び、山地部と下流部に広がる新居浜平野とを分断している。流域の表層地質は、東西に走る中央構造線より南の四国山地は主に古生代の変性岩類が分布しており、北側の新居浜平野は主に礫・砂・泥からなる未固結～半固結堆積物で覆われている。

流域内には、松山自動車道、国道11号、JR予讃線、主要地方道壬生川新居浜野田線が横断し、主要地方道新居浜別子山線が平野部中心を縦断したのち、山間部への入り口付近から国領川沿いに走っており、四国地方中央部の東西交通の要所となっている。扇状地を形成する新居浜平野は、商業地や宅地、水田として利用されている。

河川の空間利用については、城下橋下流両岸に広がる広大な高水敷に整備された国領川緑地が、スポーツや各種催し物など、市民の憩いの場として広く利用されている。また、「別子銅山」は、日本３大銅山の一つでもあり、東平地区に残されている東洋のマチュピチュと称される産業遺産などは毎年多くの観光客が訪れている。

流域の気候は、四季を通じて温暖少雨で気候温和な瀬戸内式気候に属している。

過去30年間の観測結果の平均気温は16.6℃、年平均降水量は約1,480㎜程度である。年降水量が最も多いのは平成16（2004）年の2,780㎜、最も少ないのは平成28（2016）年の708㎜である。

■下流区間

■中流区間

■上流区間

図 1　国 領 川　現況写真

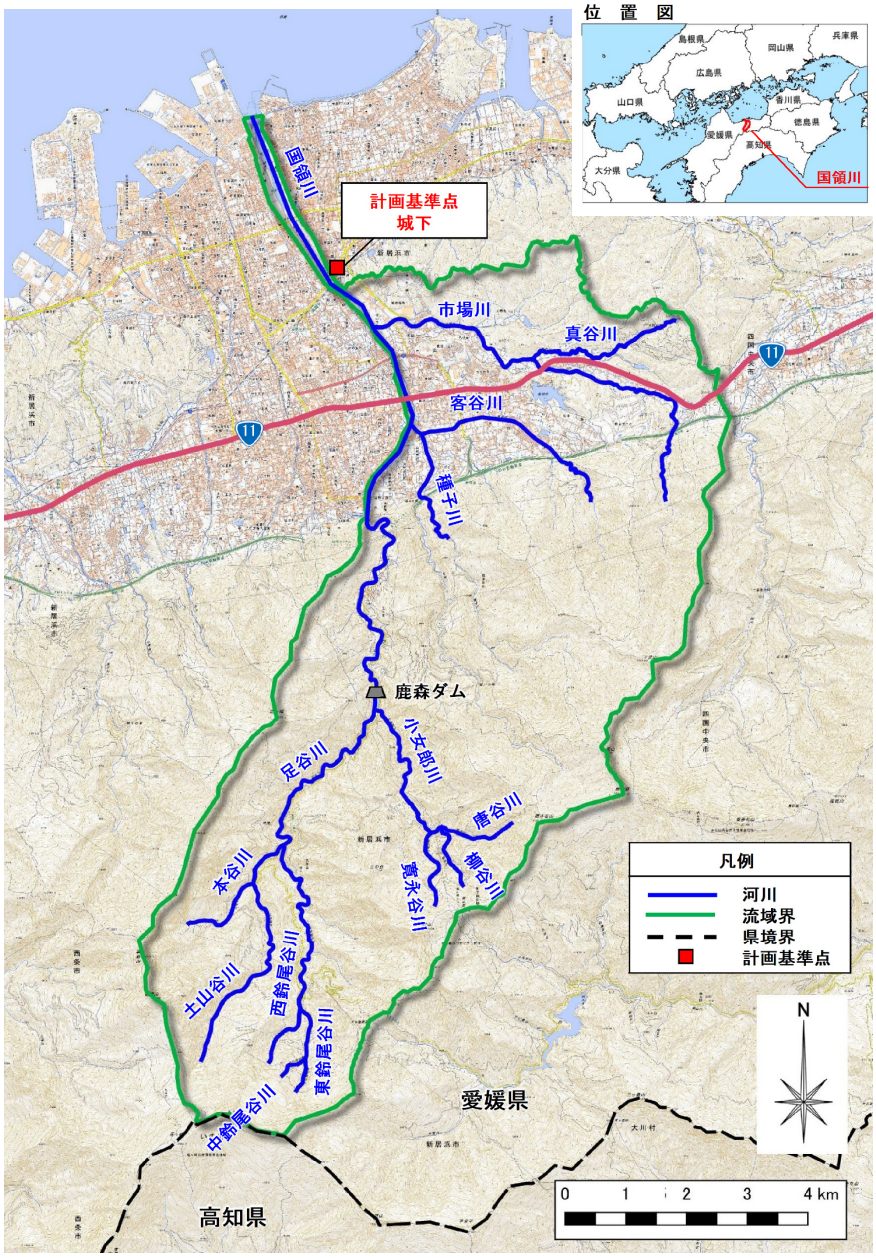

国土地理院の電子地形図（タイル）に流域界等を追記

図 3　国領川水系　流域図

図 2　足谷川　現況写真

2. 国領川の現状と課題

2.1　治水の現状と課題

2.1.1　主な洪水被害

国領川における著名な水害履歴としては、人的被害約300名を出した明治32年8月28日の出水、これに次ぐ昭和20年9月17日の枕崎台風による水害がある。国領川では、鹿森ダムの建設を中心とした国領川総合開発事業によって昭和38年に鹿森ダムが完成し、洪水調節が開始されている。また、災害復旧事業、環境整備事業により下流河道の整備も進められたことから、近年において国領川本川の破堤や溢水に起因する被害は発生していない。

H11（愛媛新聞）
立川町龍川橋（山根地点上流）

ダム放流水が橋上を通過したことを物語る流木
＝16日正午ごろ、新居浜市立川町

H16　高柳堰（5K075）付近　右岸

図 4　洪水時の状況

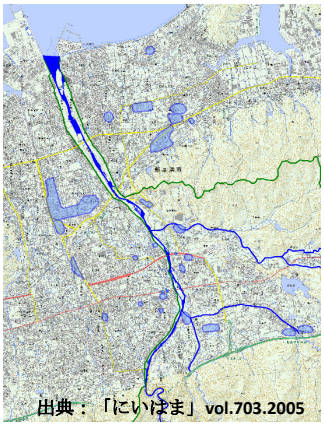

図 5　国領川周辺の浸水区域図（H16）

表 1　近年の新居浜市内の浸水被害

発生年	月　日	要　因	概　　要
1997 年 (平成 9 年)	9 月 16 日 ～17 日	台風 19 号	大雨のため家屋の浸水（床上 1 棟、床下 27 棟）が発生し、農林水産施設、一般都市施設の被害があった。
1998 年 (平成 10 年)	10 月 17 日 ～18 日	台風 10 号	暴風雨のため、家屋の浸水（床下 17 戸）が発生し、道路、林道、農業用地施設等が被害を受けた。
1999 年 (平成 11 年)	9 月 15 日	台風 16 号	同日午前 0 時から 11 時までに 174mm、立川地区 282mm（午前 6 時から 7 時までの 1 時間雨量 67mm、立川地区 113.5mm）の集中豪雨のため、家屋が浸水し（床上 40 戸、床下 234 戸）、河川下水施設、道路、公園、農林水産施設、文教施設等に被害が発生した。
2004 年 (平成 16 年)	8 月 18 日	台風 15 号 前線	18 日午前 10 時から 12 時までの 2 時間で 107mm の集中豪雨のため、土石流が発生し、かつてない被害を記録した。避難勧告 714 世帯、約 2100 人。死者 3 名、重傷 1 名、住宅全半壊 93 戸、一部損壊 48 戸、床上 339 戸、床下 982 戸
	8 月 30 日	台風 16 号	断続的に激しい風雨に見舞われ農作物等に被害が出た。避難勧告 5522 世帯、約 11600 人。重傷 1 名、住宅一部損壊 16 戸、床上 5 戸、床下 11 戸。
	9 月 7 日	台風 18 号	降雨と台風の強風により、施設等の被害が発生した。避難勧告 1820 世帯、約 3800 人。死者 1 名、住宅半壊 1 戸、一部損壊 47 戸、床上 2 戸、床下 1 戸。
	9 月 29 日	台風 21 号 集中豪雨	西部地区で発生した土石流等に伴う流木が河川をせき止め、洪水が発生した。避難勧告 2334 世帯、約 4900 人。死者 5 名、軽症 6 名住宅全半壊 149 戸、一部損壊 240 戸、床上 950 戸、床下 1258 戸。
	10 月 20 日	台風 23 号	降雨と台風の豪雨により、がけ崩れなどが発生した。避難勧告 2863 世帯、約 6220 人。住宅全壊 1 戸、一部損壊 3 戸、床上 14 戸、床下 43 戸。
2005 年 (平成 17 年)	9 月 5 日 ～7 日	台風 14 号	積算雨量別子山地区 880.5mm、立川地区 538mm、市平野部 421mm の暴風雨により、河川堤防の決壊や増水のため、避難勧告 811 世帯、約 1700 人、軽傷 2 名住宅一部損壊 21 戸、床上浸水 3 戸、床下浸水 26 戸、公共文教施設、土木施設、農林水産施設に被害が発生した。

2.1.2　治水事業の沿革

国領川においては、相次ぐ水害を防止するために工業用水及び発電目的を併せ持つ鹿森ダム建設を主とする国領川総合開発事業を昭和33年度に策定し、鹿森ダムは昭和38年3月に完成した。

下流河道については、災害復旧事業や環境整備事業によって低水護岸の改修と高水敷の整備が行われているものの一連の堤防整備が行われていないため、堤防高は左右岸および上下流のバランスに欠ける状況となっている。また、既往の改修事業は新高橋付近から城下橋付近までの下流部と客谷川合流点付近から山根地点までの上流部で実施され、中流部は未改修の区間が残されている。このため、中流部の流下能力が上下流部に対して著しく劣っている状況にある。

河口部については、高潮対策としての堤防が整備されていない区間や河川堤防として適切な構造が確保できていない部分も残されている。また、近い将来、発生が予想される南海トラフを震源とした巨大地震では、揺れや津波による被害も想定されており、それらを総合的に勘案した対策についても検討する必要がある。

2.1.3　河川の維持管理

愛媛県では、公共の安全を保持するため、護岸、床止め等の河川管理施設の維持管理や河道の適正な確保に向けた維持管理を行っている。

堤防、護岸、堰、樋門等の河川管理施設は、定期的に巡視点検を行う必要がある。また、河道においては、現況の把握に努め、必要な流下断面を確保するために適切な維持管理が必要である。

2.2　河川利用の現状と課題

2.2.1　河川水の利用状況と課題

国領川の主な水利用は、許可水利（工業用水）、慣行水利（かんがい用水）と吉野川水系への送水や同水系からの導水を含めた発電用水である。

この内、かんがい用水の取水実態（取水量、取水期間等）が把握できていないため、今後、国領川において安定した取水や水環境を維持・向上させるために、流域の水利用形態及び取水量を把握していく必要がある。

表 2　国領川水系の許可水利権（工業用水）

番号	水系	河川名	施設名	施設所在地	水利使用者	目的	水源種別 取水方法	許可年月日 （更新年月日）	許可期限	取水期間	使用水量 （㎥/s）	備考
1	国領川	国領川	工業用水 （23号井戸）	新須賀町四丁目甲464番14地先	住友化学㈱愛媛工場	工業用水	伏流水 ポンプ	昭和28年11月1日 （平成30年2月23日）	令和10年3月31日	1/1～12/31	0.2778	
2	〃	〃	工業用水 （21号井戸）	東雲町一丁目乙339番5地先	〃	工業用水	伏流水 ポンプ	昭和23年5月26日 （平成30年2月23日）	令和10年3月31日	1/1～12/31	0.0710	
3	〃	〃	工業用水 （22号井戸）	東雲町一丁目乙289番4地先	〃	工業用水	伏流水 ポンプ	昭和23年5月26日 （平成30年2月23日）	令和10年3月31日	1/1～12/31	0.0710	
4	〃	〃	工業用水 （26号井戸）	東雲町一丁目乙289番10地先	〃	工業用水	伏流水 ポンプ	昭和31年8月11日 （平成30年2月22日）	令和10年3月31日	1/1～12/31	0.0800	
5	〃	足谷川	工業用水	立川町1041番4	新居浜市	工業用水	山根発電所 放水路より 直接取水	（平成29年3月28日）	令和9年3月31日	1/1～12/31	0.6500	

表 3　国領川水系の慣行（未届含む）水利権

番号	水系	河川名	施設名	施設所在地	水利使用者	目的	水源種別 取水方法	届出の 有無	灌漑面積 （ha）	使用水量 （㎥/s）	取水期間	備考
1	国領川	国領川	高柳堰	泉川高柳1899番地先	新居浜市高柳土地改良区	かんがい	表流水 井堰	慣行	198.0	1.00 1.00 1.00	代かき期 普通期 非灌漑期	慣行水利権関連資料（H27年度）を基に設定
2	〃	〃	岡崎堰 （岡崎井堰）	郷字甲14番地先	新居浜市吉岡泉土地改良区	かんがい	表流水 井堰	届出 なし	－	－	－	
3	〃	〃	川中ポンプ場	城下町甲2866番3地先	〃	かんがい	表流水 井堰	届出 なし	－	－	－	
4	〃	市場川	新田井堰	船木字上長野828番2地先	船木泉川（池田池）土地改良区	かんがい	表流水 井堰	届出 なし	－	－	－	
5	〃	〃	坂の下井堰	船木字長野1634番2地先	〃	かんがい	表流水 井堰	届出 なし	－	－	－	
6	〃	〃	光明寺取水口	光明寺1丁目51番3地先	〃	かんがい	表流水 井堰	届出 なし	－	－	－	
7	〃	〃	長川池田池堰	船木220番地先	〃	かんがい	表流水 井堰	届出 なし	－	－	－	
8	〃	〃	上井手井堰	船木443番地先	〃	かんがい	表流水 井堰	届出 なし	－	－	－	
9	〃	〃	下井手井堰	船木532番10地先	〃	かんがい	表流水 井堰	届出 なし	－	－	－	
10	〃	〃	光明寺井堰	泉川光明寺高丸284番地先	植田泉水利組合	かんがい	表流水 井堰	届出 なし	－	－	－	
11	〃	客谷川	客谷井堰	船木甲2971番1地先	船木泉川（池田池）土地改良区	かんがい	表流水 井堰	届出 なし	－	－	－	
12	〃	種子川	高祖国領井堰	種子川山乙38番地先	〃	かんがい	表流水 井堰	届出 なし	－	－	－	
13	〃	足谷川	洪水堰 （洪水井堰）	中筋町二丁目1406番1地先	新居浜市洪水土地改良区	かんがい	表流水 井堰	慣行	160.0	2.44 2.44 0.24	代かき期　4/1～10/31 普通期　　〃 非灌漑期　11/1～3/31	慣行水利権関連資料（H21年度）を基に設定

注）岡崎堰（岡崎井堰）・洪水堰（洪水井堰）は、既存資料（愛媛県史・新居浜市史など）で複数の記載が確認されるため併記した。

なお、国領川水系では、住友共同電力株式会社の東平（とうなる）及び山根（やまね）の二つの水力発電所があり、東平発電所で利用された水は鹿森ダム（愛媛県）に貯留され、下流の山根発電所で使用された後、工業用水として利用されている。

表 4　国領川水系の許可水利権（水力発電）

番号	河川名	施設名	施設所在地	水利使用者	目　的	許可年月日	水利使用の期間	使用水量（m^3/s）
1	足谷川（右岸）	東平発電所	新居浜市 大永山352番6及びその地先	住友共同電力 株式会社	水力発電	昭和37年6月18日 （令和4年更新）	令和4年4月1日 から　令和24年3月31日 まで	4.00　最大 1.21　常時
2	足谷川（左岸）	山根発電所	新居浜市 立川町1041番地の4及びその地先	住友共同電力 株式会社	水力発電	昭和37年6月18日 （令和4年更新）	令和4年4月1日 から　令和24年3月31日 まで	5.00　最大 1.75　常時

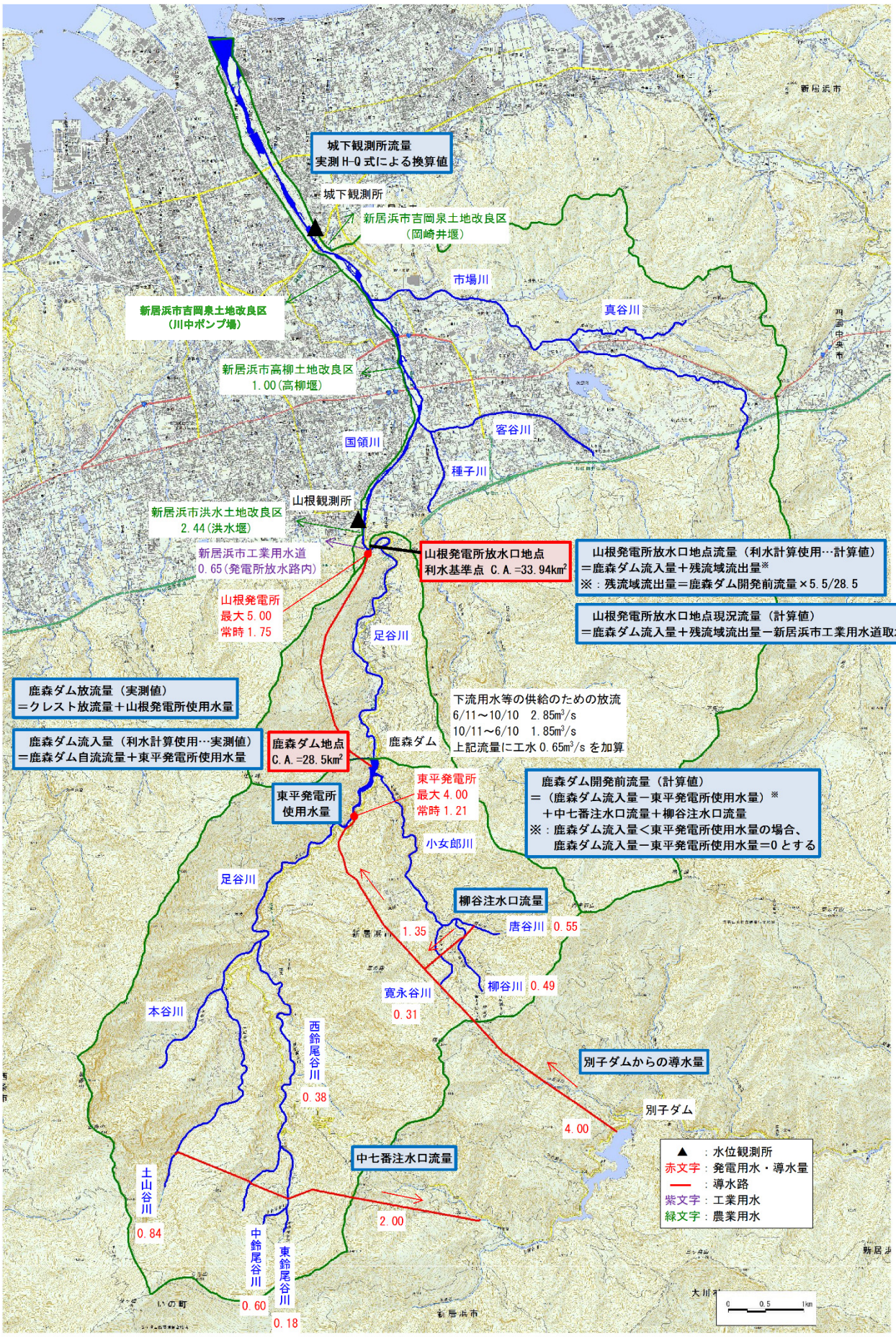

図 6　国領川流域の用水系統図

2.2.2　河川流況の状況と課題

国領川では発電等による流水の利用があるため、自然流況の把握は困難であるが、鹿森ダムの観測値と許可水利の使用量によって山根発電所放水口地点での流況は推定可能である。

〔鹿森ダム地点自然流量〕
- 平均渇水流量　：0.30m^3/s
- 1/10 渇水流量：0.09m^3/s

〔山根発電所放水口地点自然流量〕
- 平均渇水流量　：0.36m^3/s
- 1/10 渇水流量：0.11m^3/s

しかしながら、かんがい用水の取水実態（取水量、取水期間等）が把握できていないため、流況については、今後、データの蓄積に努める必要がある。

2.2.3　河川水質の状況と課題

国領川では環境基準の類型指定がなされていないが、新居浜市により3地点で年4回の水質調査が行われており、近年では概ねA類型相当の水質となっている。

今後も関係機関と連携を図りながら水質の維持・向上に努める。

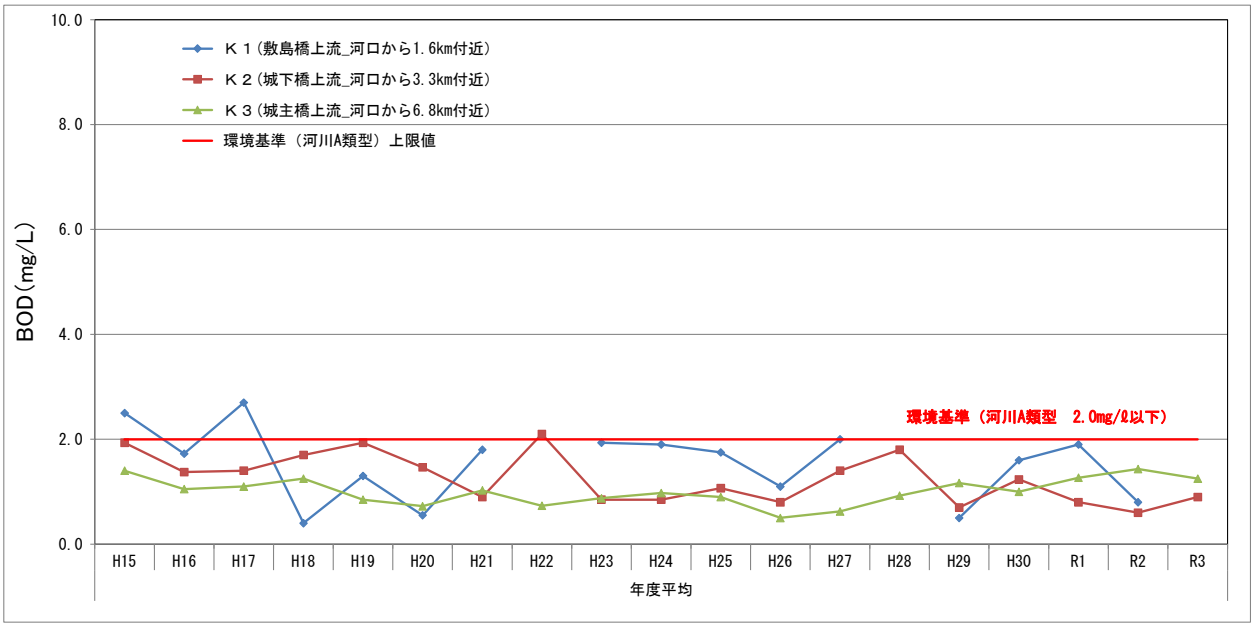

図 7　国領川の水質測定結果　BOD（年平均値：H15～R3）

2.3　河川環境の現状と課題

2.3.1　動植物の生息・生育の状況と課題

国領川の原流から山根付近までの上流山地部は急峻なＶ字渓谷を形成しており、多様な動植物が生息・生育・繁殖する良好な自然環境が形成されている。魚類では、タカハヤ、サツキマス、カワヨシノボリなど、底生動物では、シロハラコカゲロウ、ウルマーシマトビケラ、ホラアナミジンニナ、ニッポンヨコエビなども生息する。

中・下流域の水際や比高の低い場所などでは、ネコヤナギ、カワヤナギなどのヤナギ類、ツルヨシ、ミゾソバ、ヤナギタデなどが多く、高水敷や堤防法面などでは、クズ、ヤブガラシなどのつる植物、ヨモギ、イタドリ、カラムシなどの草本類、ノイバラ、アカメガシワ、ヌルデなどの木本類も多く見られる。魚類では、タカハヤやカワヨシノボリ、オイカワなどのほか、流れの緩やかな細流では、コイやギンブナなど、底生動物では、ハヤセミズミミズ、シロハラコカゲロウ、ウルマーシマトビケラなどが生息する。

河口部には干潟がみられ、ハマサジ、ハママツナ、ホソバノハマアカザなどの塩性湿地に生育する種も見られる。魚類は、ボラ、メナダ、クサフグなどの汽水・海水魚や、ミミズハゼ、スミウキゴリ、ゴクラクハゼなどの回遊魚に加え、純淡水魚のミナミメダカなど、底生動物は、ゴカイ類、フジツボ類、ハクセンシオマネキ、ケフサイソガニなどのほか、下流域に生息するミゾレヌマエビ、テナガエビなども見られる。

今後も引き続き動植物の生息・生育状況を把握し、河川整備や維持管理にあたっては、河川環境に与える影響を少しでも回避・低減できるよう良好な河川環境の保全に努める必要がある。

表 5　重要種一覧表

植物

和名	環境省 RL2020	愛媛県 RL2022
イワデンダ		絶滅危惧Ⅱ類
シラン	準絶滅危惧	絶滅危惧ⅠB類
ジガバチソウ		準絶滅危惧
イヌアワ		絶滅危惧Ⅱ類
ツゲ		絶滅危惧ⅠB類
ワタナベソウ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
センダイソウ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
ツメレンゲ	準絶滅危惧	
クララ		絶滅危惧Ⅱ類
ハスノハイチゴ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
ハマサジ	準絶滅危惧	
アキノミチヤナギ		準絶滅危惧
キレンゲショウマ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類
ユキワリソウ		絶滅危惧ⅠB類
イワギリソウ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
カワヂシャ	準絶滅危惧	
ナンゴククガイソウ	絶滅危惧Ⅱ類	
ソバナ		絶滅危惧Ⅱ類

魚類

和名	環境省 RL2020	愛媛県 RL2022
ニホンウナギ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類
オイカワ		情報不足
サツキマス	準絶滅危惧	情報不足
ミナミメダカ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
ヒモハゼ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
トビハゼ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
オオヨシノボリ		情報不足

底生成物

和名	環境省 RL2020	環境省 海洋生物 RL2017	愛媛県 RL2022
ウミニナ	準絶滅危惧		
フトヘナタリガイ	準絶滅危惧		
サザナミツボ	準絶滅危惧		
ホラアナミジンニナ	絶滅危惧Ⅱ類		
クリイロカワザンショウガイ	絶滅危惧Ⅱ類		
ツブカワザンショウガイ	絶滅危惧Ⅱ類		
ヒナタムシヤドリカワザンショウガイ	絶滅危惧Ⅱ類		絶滅危惧Ⅰ類
ヨシダカワザンショウガイ	絶滅危惧Ⅱ類		
ウミゴマツボ	絶滅危惧Ⅱ類		絶滅危惧Ⅰ類
クチバガイ	絶滅危惧Ⅱ類		
クロベンケイガニ			絶滅危惧Ⅱ類
アカテガニ			絶滅危惧Ⅱ類
ユビアカベンケイガニ		絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
ハマガニ		絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
トリウミアカイソモドキ		絶滅危惧Ⅱ類	
ハクセンシオマセキ	絶滅危惧Ⅱ類		
オモゴミズギワカメムシ	絶滅危惧Ⅱ類		
ムラサキトビケラ			絶滅危惧Ⅱ類
キボシケシゲンゴロウ	情報不足		絶滅危惧Ⅱ類

表 6　重要種写真一覧(1)

植物

イワデンダ

アキノミチヤナギ

ツメレンゲ

キレンゲショウマ

ワタナベソウ

センダイソウ

ハスノハイチゴ

クララ

ツゲ

ユキワリソウ

ハマサジ

カワヂシャ

ナンゴククガイソウ

イワギリソウ

ソバナ

イヌアワ

シラン

ジガバチソウ

魚類

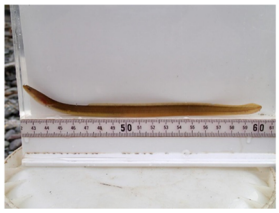
ニホンウナギ

オイカワ

サツキマス

ミナミメダカ

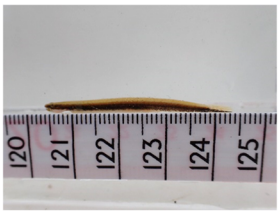
ヒモハゼ

トビハゼ

オオヨシノボリ

表 6　重要種写真一覧(2)

底生生物

ウミニナ	フトヘナタリガイ	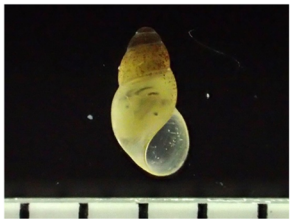 サザナミツボ	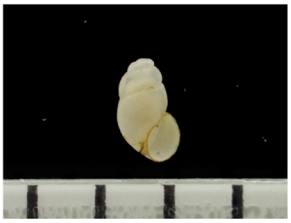 ホラアナミジンニナ
クリイロカワザンショウガイ	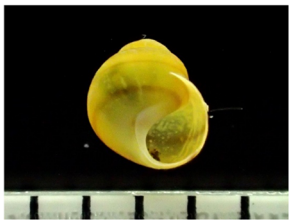 ツブカワザンショウガイ	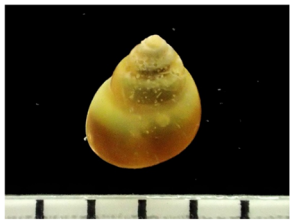 ヒナタムシヤドリカワザンショウガイ	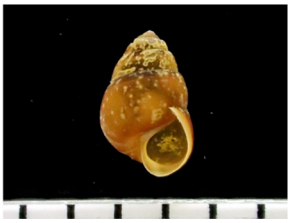 ヨシダカワザンショウガイ
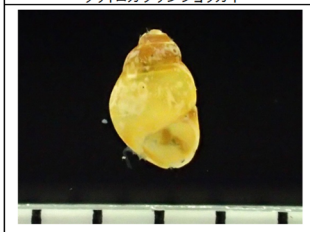 ウミゴマツボ	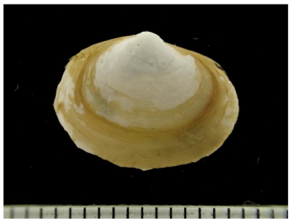 クチバガイ	クロベンケイガニ	アカテガニ
ユビアカベンケイガニ	ハマガニ	画像なし トリウミアカイソモドキ	ハクセンシオマセキ
オモゴミズギワカメムシ	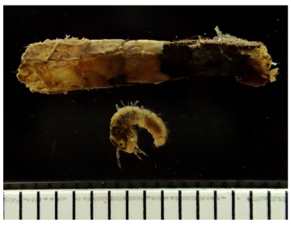 ムラサキトビケラ	キボシケシゲンゴロウ	

2.3.2　河川空間の利用状況と課題

国領川下流区間の城下橋下流では、環境整備事業の一環として低水護岸を整備した後、高水敷を利用して公園緑地が整備され、地域住民の憩いの場として河川空間が利用されている。

施設情報	【公園種別】都市緑地 【供用面積】36.05 ヘクタール 【開設日】　昭和 48 年 4 月 1 日 【沿革等】　本公園は、国領川水系（二級河川）の河川区域を大部分とするもので、愛媛県が環境整備の一環として低水護岸を整備した後、高水敷を利用して公園緑地を整備したものです。 施設として、野球・ソフトボール・サッカーなどの運動広場、テニスコート・陸上競技場などがあり、堤内地には体育館・プールが設置されています。 他にも各種スポーツ大会、凧揚げ大会、花火大会、太鼓祭り等にも活用され利用頻度が高いところです。 【主要施設】ソフトボールグラウンド、テニスコート、サッカーグラウンド、陸上競技場 【サクラ】　左岸（西側）ソメイヨシノ　約 120 本 右岸（東側）ソメイヨシノ　約 180 本
所在地	新居浜市国領川河川敷

■にいはま納涼花火大会

【出典】https://parkful.net/2017/08/kokuryou_river/

■陸上競技場

【出典】https://parkful.net/2017/08/kokuryou_river/

■新居浜太鼓祭り

【出典】https://niihama.mypl.net/mp/taikomatsuri_niihama/?sid=65378

図 8　国領川緑地の状況

また、「愛リバー・サポーター制度」を活用し、国領川水系全体で、現在 9 団体が愛護サポーターに登録されており、地域住民による美しい河川環境の創出に向けた河川敷美化清掃等が行われている。

河川空間の利用状況について、今後も引き続き、地域住民の生活の場の一部として、潤いを享受できる親しみやすい河川空間として保全していく必要がある。

表 7　国領川水系　愛リバー・サポーター団体一覧（令和5年 4 月7日現在）

団　体　名	構成員数（人）	認定区間（m）
高津連合自治会	42	300
特定非営利活動法人倫理生活指導センター新居浜支部	50	320
新居浜市立角野中学校	30	200
ＳＦＰたんぽぽ	25	300
城下自治会	111	500
高柳自治会	35	300
角野新田自治会	165	500
角野校区連合自治会	25	1,100
医療法人十全会十全第二病院	13	400
ニッソー技研株式会社	10	200

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.1　河川整備計画の計画対象区間

河川整備計画の対象は、国領川水系の愛媛県管理区間の全域とする。

表 8　国領川水系河川概要

河川名	左岸 右岸	区間 上流端	区間 下流端	河川延長 (m)	指定年月日
国領川	左岸 右岸	新居浜市中筋町一丁目 2799 番 3 地先 新居浜市角野新田町三丁目 2822 番 3 地先	海に至る	7,373.0	T6.7.10 H11.3.31
市場川	左岸 右岸	新居浜市船木字長川甲 220 番地先 新居浜市船木字長川甲 106 番地先	国領川合流点	6,423.5	S27.5.23 H11.3.31
真谷川	左岸 右岸	新居浜市船木字長野甲 795 番地先 新居浜市船木字長野甲 1814 番 2 地先	市場川合流点	1,649.5	S31.12.14 H11.3.31
客谷川	左岸 右岸	新居浜市船木字元船木甲 2968 番 1 地先 新居浜市船木字大久保甲 2955 番 1 地先	国領川合流点	2,514.5	S27.5.23 H11.3.31
種子川	左岸 右岸	新居浜市種子川山字西谷乙 329 番地先 新居浜市種子川山字京徳ノ南乙 24 番 1 地先	客谷川合流点	1,113.5	S23.7.20 H11.3.31
足谷川	左岸 右岸	新居浜市大永山字須領切畑場 333 番 2 地先 新居浜市大永山字須領大山 346 番 1 地先	※1	8,707.5	S.4.5.1 H11.3.31
唐谷川	左岸 右岸	新居浜市立川町 653 番 1 地先 新居浜市立川町 653 番 1 地先	柳谷川合流点	472.5	S35.3.31 H11.3.31
柳谷川	左岸 右岸	新居浜市立川町 653 番 1 地先 新居浜市立川町 653 番 1 地先	小女郎川合流点	808.0	S35.3.31 H11.3.31
寛永谷川	左岸 右岸	新居浜市立川町 653 番 1 地先 新居浜市立川町 653 番 1 地先	柳谷川合流点	855.0	S35.3.31 H11.3.31
小女郎川	左岸 右岸	新居浜市立川町 653 番 44 地先 新居浜市立川町 653 番 1 地先	足谷川合流点	2,707.5	S.4.5.1 H11.3.31
西鈴尾谷川	左岸 右岸	新居浜市大永山字鶴嘴 339 番 1 番地先 新居浜市大永山字鶴嘴 339 番 1 番地先	本谷川合流点	4,530.0	S35.3.31 H11.3.31
東鈴尾谷川	左岸 右岸	新居浜市大永山字須領 343 番 2 地先 新居浜市大永山字須領スズ尾 344 番 1 地先	西鈴尾谷川合流点	979.0	S35.3.31 H11.3.31
中鈴尾谷川	左岸 右岸	新居浜市大永山字鶴嘴 339 番 1 地先 新居浜市大永山字須領 343 番ハ地先	東鈴尾谷川合流点	689.0	S51.10.22 H11.3.31
本谷川	左岸 右岸	新居浜市大永山字須領櫻成 335 番 1 地先 新居浜市大永山字須領土山 336 番地先	※2	2339.5	S4.5.1 H11.3.31
土山谷川	左岸 右岸	新居浜市大永山字須領土山 336 番地先 新居浜市大永山字須領山ノ神 338 番地先	本谷川合流点	3,398.5	S35.3.31 H11.3.31

※１新居浜市中筋町一丁目2799番3地先
　　新居浜市角野新田町三丁目2822番3地先
※２新居浜市大永山字須領切畑場333番2地先
　　新居浜市大永山字須領切畑場333番2地先

出典：河川調書　愛媛県

3.2　河川整備計画の計画対象期間等

本整備計画は、国領川水系河川整備基本方針に基づき、国領川の総合的な管理が確保できるよう、河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。

その対象期間は、今後概ね 30 年間とする。

本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、新たな課題や目標流量を超える洪水の発生、河川整備の進捗、河川状況の変化、環境の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとする。

3.3　洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

国領川水系における治水対策の目標は、流域の重要度、浸水被害発生状況を考慮した結果、治水基準地点の城下（しろした）にて 760㎥/s の洪水を安全に流下させることを目標とするとともに、堤防区間においては河川水の浸透等による、堤防決壊等の重大災害発生の未然防止を図る。

内水対策については、新居浜市の雨水対策等と連携し、内水氾濫の被害の軽減を図る。また、河口部においては、港湾管理者と連携しながら、台風襲来時等の高潮・波浪及び、今後発生が予想される地震・津波に対して、人命や財産を守るため、被害の軽減を図る。

気候変動の影響により水災害が激甚化・頻発化する中、あらゆる関係者が共同して地域の様々な水害対策を一元化し、流域規模で効果的な対策に取り組む『流域治水』について、関係機関と連携しながら被害軽減に努める。

3.4　河川の適正な利用に関する目標

国領川水系には、13 件の慣行水利権が存在している。しかし、取水量等の実態が不明であることから、今後、水利関係者との連携・調整を図り、河川流況や取水実態等のデータ蓄積及び水利形態の把握に努めることを目標とする。

また、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関しては、引き続きデータの蓄積に努め、国領川にふさわしい流量を設定・確保できるよう、地域住民や関係機関と連携し、流水の正常な機能の維持に努めることを目標とする。

3.5　河川環境の整備と保全に関する目標

3.5.1　動植物の生息・生育・繁殖環境

動植物の生息・生育・繁殖環境については、今後も引き続き、国領川水系の動植物の生息状況を把握し、国領川水系の有する生態系を保全することを目標とする。

そのため、河川の改修工事や維持管理、河川横断構造物の改築等にあたっては、河川環境に与える影響を考慮し、できるだけ現況の瀬や淵を保全するとともに、魚類等の移動の連続性を確保できるように努める。

3.5.2　水質

水質については、「生活環境の保全に関する環境基準」に係る類型指定はなされていない状況にあるが、公共下水道等と連携し、水質の維持・向上に努めることを目標とする。

3.5.3　河川空間の利用

河川空間の利用については、人と川のふれあいの場となるよう現在の親水空間の保全を行うとともに、地域住民が親しみやすい河川空間づくりに努めることを目標とする。

4.　河川整備の実施に関する事項

4.1　河川工事の目的、種類及び施行場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

4.1.1　洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

国領川本川において、年超過確率 1/10 規模の洪水を安全に流下させることする。その流量は国領川の治水基準点である城下地点において 760㎥/sとする。

河道については、洪水の流下や浸水被害の軽減を図るため、河道掘削・河道拡幅、堤防・護岸等の整備を実施する。

また、本川河口部において、大規模地震・津波および、高潮からの被害の防止又は軽減を図るため、必要に応じて堤防の嵩上げや河川管理施設の耐震補強等の対策を実施する。

河川工事にあたっては、地域住民や関係機関と協議し、実施するとともに、自然環境の保全・復元に努め、河岸では植生が回復するよう水際における多様性の確保や、人と川のふれあいの場となるよう親水性に配慮した整備を行う。

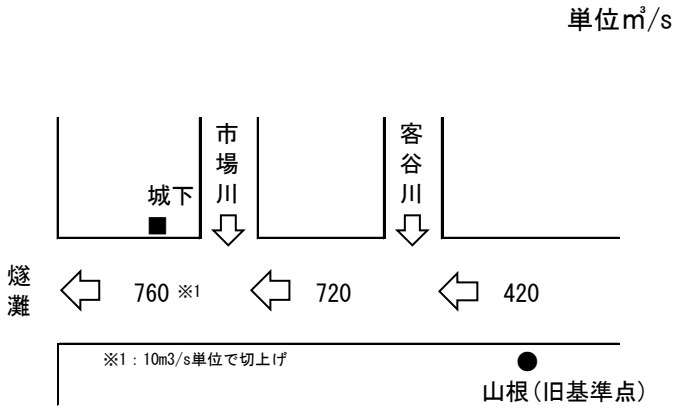

図 9　国領川水系計画高水流量配分図

4.1.2　河川工事の種類及び施行場所

国領川では、鹿森ダムによる洪水調節や災害復旧事業および環境整備事業による河道整備が行われているが、中流区間の整備が遅れていることや一連の堤防整備が完了していない等の問題点が残されている。

整備計画の施行区間は、「0.0k（河口）～7.4k（山根地点）」を対象に整備を行うこととするが、現況の河道整備状況や流下能力を勘案して、整備手順を決定することとする。

なお、災害復旧工事、局所的な改良工事及び維持工事は、上記にとらわれずに必要に応じて実施する。

表 9　河川工事の種類

河川名	範囲	種類
国領川	0.0K～7.4K ※1	河道掘削、河道拡幅、堤防・護岸整備 高潮対策※2　（※2海岸管理者と連携して対応）

※1　7.4Kは河口からの追加距離である。7.25K（新田橋）上流の河川名は足谷川となる。

空中写真出典：国土地理院のウェブサイト
https://maps.gsi.go.jp

図 10　河川工事の施行箇所位置図
※施工の場所の起終点および法線等は、概略の位置を示しており、
実際の河川工事範囲は、今後の詳細検討を踏まえて決定する。

■具体的な対策

①堤防整備

①-1 HWLに対する堤防天端の嵩上

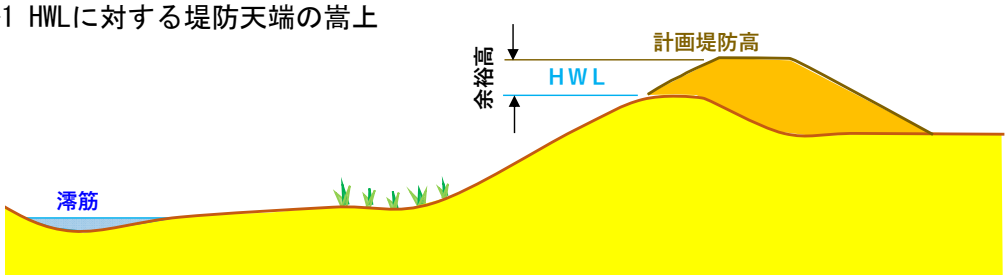

①-2 堤防の断面不足の解消

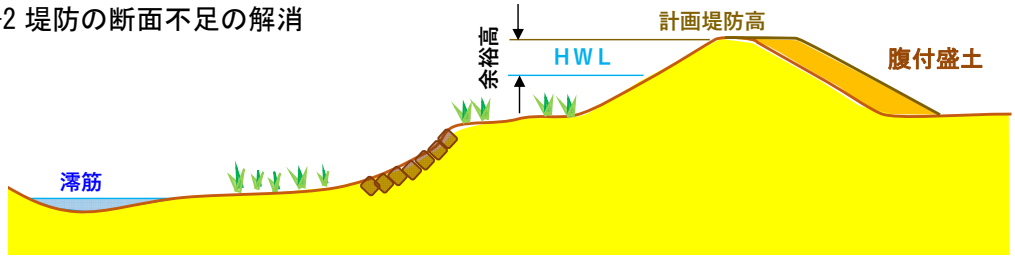

②狭窄部の拡幅

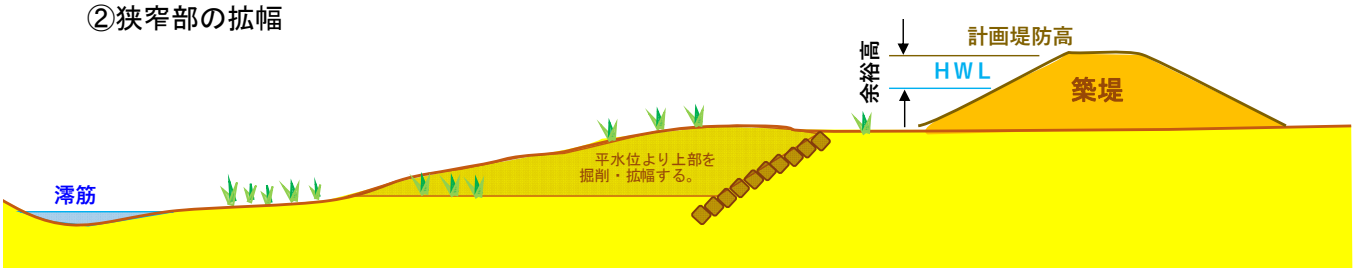

③河床掘削（維持管理）

図 11　国領川改修横断図

概略断面であり、実施にあたっては、今後の詳細調査・検討を踏まえ決定する。

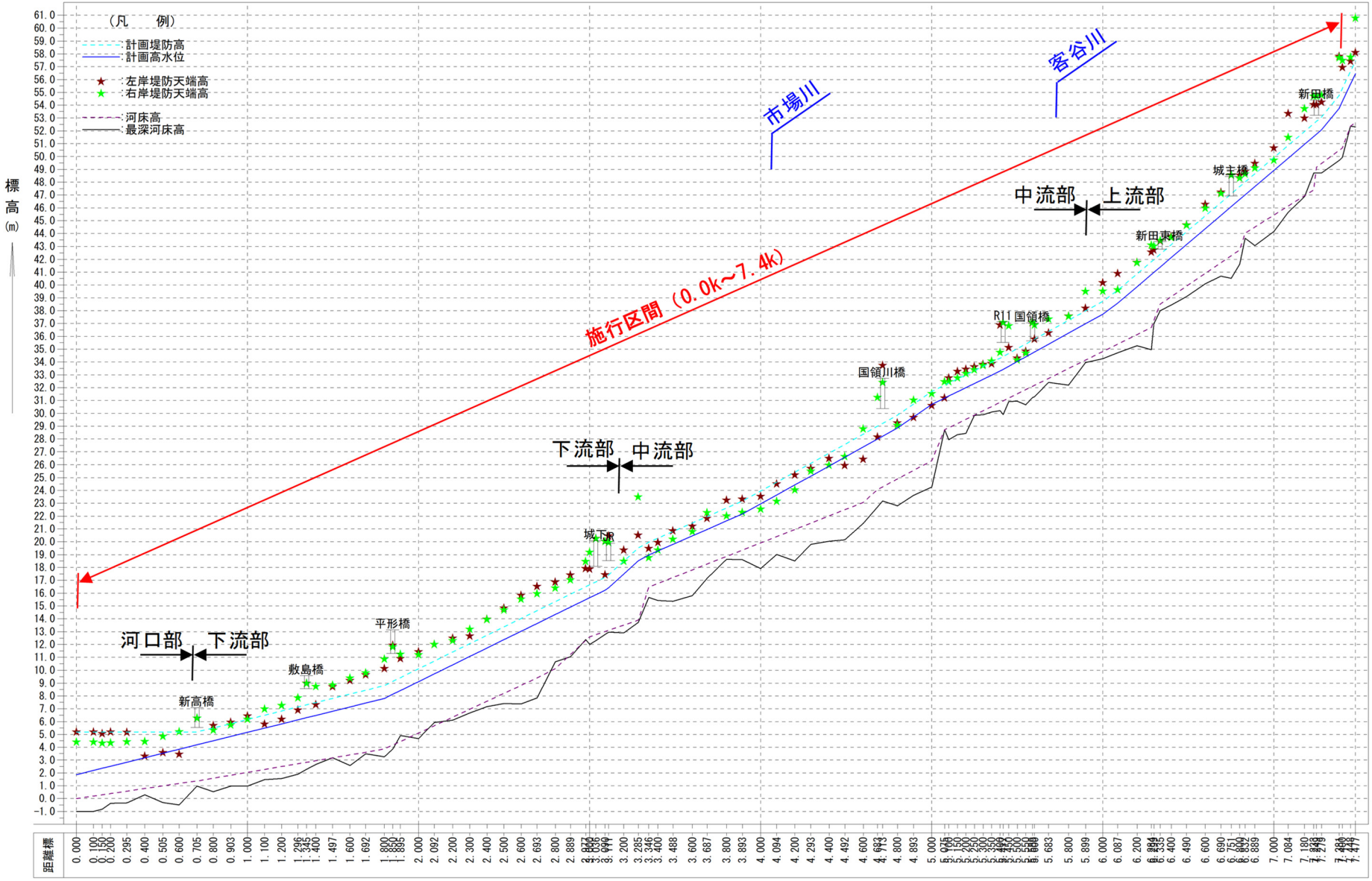
（凡　例）
計画堤防高
計画高水位
左岸堤防天端高
右岸堤防天端高
河床高
最深河床高
標高（m）
距離標
施行区間（0.0k～7.4k）
河口部
下流部
中流部
上流部
新高橋
敷島橋
平形橋
城下橋
国領川橋
R11 国領橋
新田東橋
城主橋
新田橋
市場川
客谷川

図 12　国領川縦断図

4.1.3　河川環境の整備と保全に関する事項

河川工事の実施に際し、現在の生物の生息、生育状況の把握に努め、瀬や淵の復元や魚類等の移動の連続性を確保するように努める。特に、重要な動植物の生息が確認された場合には、重要な動植物の生息・生育環境に対してできるだけ影響の回避・低減に努め、河川環境の維持を図る。

河岸では、植生が回復するように水際における多様性の確保や、人と川のふれあいの場となるよう親水性に配慮した整備を行うものとする。

また、平野部では水環境の保全に努めるため、周辺地域や関係自治体等と調整し、水質の汚染・汚濁防止に配慮し、河川環境を保全できるよう整備を推進する。

上流山間部では、河道内にも残存している限られた自然環境を活かし、潤いと豊かな生物多様性を有した河川環境の整備と保全を図る。

なお、外来種については、関係機関と連携して生息・生育状況の把握に努めるとともに、河川整備箇所で特定外来生物が確認された場合には、関係法令に基づき移出入の防止に努める。

4.2　河川の維持の目的、種類及び施行の場所に関する事項

4.2.1　洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(1) 河川維持の種類及び施行の場所

河川内を点検し、危険箇所・老朽箇所等の早期発見及び補修に努めるとともに、河川管理施設等については、長寿命化計画に基づき計画的かつ効率的な維持管理に努める。

出水により土砂が堆積し、洪水流下の阻害となる等、治水上支障をきたす場合は、環境面に配慮しつつ、河床掘削等の必要な対策を検討する。また、出水等による堤防、河岸の浸食や河床の低下は、護岸の構造物基礎が露出するなど、災害の要因となるため、これら変状の早期発見に努めるとともに、河川管理上の支障となる場合は適切な処理を行う。

河川の維持管理、災害復旧に伴う工事では自然環境に配慮した工法を採用する。

(2) 危機管理体制の整備及び浸水被害軽減対策

気候変動による洪水外力が増大することを踏まえ、計画高水流量を上回る洪水及び整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合に対しても、被害をできるだけ軽減できるよう治水対策の抜本的な強化として、令和3年（2021年）12月に「近代化産業遺産とよみがえった緑豊かな森、市民の暮らしを守る防災・減災対策の推進」を取組方針とした「国領川水系流域治水プロジェクト」を策定し、河川整備に加え、浸水リスクが高いエリアにおける土地利用規制・住まい方の工夫や、水害リスク情報の提供及び迅速かつ的確な避難と被害最小化を図る取組等を組み合わせた、あらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を推進していくこととしている。

また、内水被害の発生のおそれがある地域については、関係機関と情報共有を行うなどして連携・調整を図り、被害の軽減に努める。

4.2.2　河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川は公共用物であることから、洪水の安全な流下、河川環境の保全等という本来の機能の維持に併せて、まちづくりと一体となった整備等、多様な要請に応えられるよう、相互の調整を図りつつ、適正に管理していく必要がある。

また、河川敷への不法投棄は河川利用に著しく支障を与える行為であることから、厳正に対処していく必要がある。

流水の正常な機能の維持については、動植物の保護、景観や既得水利の取水のために、河川には常時一定流量以上の流水を確保することが望ましい。水環境を維持・向上を図るために必要な水量（正常流量）について、今後、地域住民や関係機関と連携し、設定できるよう努める。

4.2.3　河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全

国領川に生息する動植物の良好な生息・生育・繁殖環境を維持するために、現況の瀬や淵の保全及び魚類等の移動の連続性の確保に努める。

(2) 水質の保全

水質の保全にあたっては、国領川は「生活環境の保全に関する環境基準」に係る類型指定はなされていない状況にあるが、定期的な水質観測を実施し、その動向を監視していくとともに、下水道事業等の各種事業を推進し、関係機関や地域住民と連携の上、水質の維持・向上に努める。

(3) 河川空間の利用

河川空間の利用に関しては、国領川における利用状況及び新居浜市の都市計画・環境保全計画等を踏まえて、人と川のふれあいの場となるよう親水空間の保全に努める。

また、地域住民と協力し、河川美化運動の推進に努める。

4.3　河川の整備を総合的に行うために必要なその他の事項

4.3.1　水防に関する事項

洪水、水質事故、地震等の緊急時においては、雨量・河川水位の警戒情報等をメールで自動送信するシステムの整備等、迅速かつ的確に地域住民に対して河川情報を提供し、地域との連携を図りつつ、水防活動や避難経路の確保等の浸水被害の防止又は軽減に向けての対策を実施する。

さらに、関係機関と連携をしながら『流域治水』を推進し、地域の様々な水害に対して被害軽減を図る。洪水や津波・高潮等に関する情報の連絡体制として、「逃げ遅れゼロ」を目標に大規模氾濫に関する減災対策協議会を立ち上げており、新居浜市等の関係機関と連携し、ハザードマップ・タイムラインの作成やホットラインの構築、プッシュ型のメール配信等の情報伝達体制の整備を推進する。

また、防災訓練による水防体制の強化や普段からの地域住民等に対して水防に関する啓発活動を行う等、ソフト的な洪水対策を実施する。

河口部については、今後発生が予想される地震・津波、高潮に対して、関係機関や地域住民と連携を図りながら、ハード・ソフトの両面から総合的な防災・減災対策を推進する。具体的には、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす「計画津波（L1）」及び「計画規模の高潮」に対しては、人命や財産を守るため、海岸における防御と一体となって、津波・高潮災害を防止するための海岸堤防の整備を進める。発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波（L2）」及び「想定し得る最大規模の高潮」の施設対応を超過する事象に対しては、人命を守ることを最重視して地域づくりなどと一体となった減災対策を実施する。

4.3.2　流域における河川管理の取組への支援に関する事項

河川整備に関しては、地域住民の意見を尊重しつつ、関係機関との連携を図りながら実施する。新居浜市及び地域住民に対しては、洪水被害を軽減する施策に必要な資料の提供や水防活動の支援を行う。

地域住民に対しては、河川愛護の啓発に努め、河川の維持等に関して積極的な参画を求めていく。

4.3.3　災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能維持に関する事項

河川管理施設の定期点検による危険箇所・老朽箇所の早期発見及び補修、流下能力確保のための河床堆積物の排除等の必要な対策を講じる。

4.3.4　環境への配慮事項の具体的な対策に関する事項

河道改修にあたっては、動植物の生息や生育地に配慮した瀬や淵の保全、親水性に配慮した整備を行う。また、地域住民と協力して河川美化運動の推進に努める。